

関原発 第444号
2022年11月 2日

原子力規制委員会 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号
関西電力株式会社
執行役社長 森 望

高浜発電所第4号機蒸気発生器伝熱管補修工事に係る
使用前確認申請書の記載内容変更について

2022年9月7日付け関原発第397号で申請しました高浜発電所第4号機蒸気発生器伝熱管補修工事に係る使用前確認申請書の記載内容を、別紙のとおり変更しましたので、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第15条第3項の規定により提出いたします。

1. 使用前確認申請書

高浜発電所第4号機

使用前確認申請書番号

関原発第397号(2022年 9月7日)

2. 変更の内容及び変更の理由

2.1 使用前確認申請書

(変更前)

2022年9月7日付け関原発第397号の申請書記載事項

使用前確認を受けようとする使用前事業者検査に係る工事の工程、期日及び場所	工事の工程 構造、強度又は漏えいに係る検査(表1) 期日 自 2022年 9月16日 至 2022年 9月30日 場所 高浜発電所
	工事の工程 燃料体を挿入できる段階の検査(表5) 期日 自 2022年 9月19日 至 2022年 9月30日 場所 高浜発電所
	工事の工程 臨界反応操作を開始できる段階の検査(表6) 期日 自 2022年10月 7日 至 2022年10月14日 場所 高浜発電所
	工事の工程 工事完了時の検査(表7) 期日 2022年11月18日 場所 高浜発電所
	工事の工程 品質マネジメントシステムに係る検査(表9) 期日 自 2022年 9月16日 至 2022年11月18日 場所 高浜発電所
申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定時期	2022年11月18日

(下線は変更部分)

(変更後)

使用前確認を受けようとする使用前事業者検査に係る工事の工程、期日及び場所	工事の工程 構造、強度又は漏えいに係る検査(表1) 期日 自 2022年 9月16日 至 2022年 9月19日 場所 高浜発電所
--------------------------------------	---

	工事の工程 燃料体を挿入できる段階の検査（表5） 期日 自 2022年 9月19日 至 2022年 9月27日 場所 高浜発電所
	工事の工程 臨界反応操作を開始できる段階の検査（表6） 期日 自 2022年10月 7日 至 2022年12月 1日 場所 高浜発電所
	工事の工程 工事完了時の検査（表7） 期日 2022年12月 1日 場所 高浜発電所
	工事の工程 品質マネジメントシステムに係る検査（表9） 期日 自 2022年 9月16日 至 2022年12月 1日 場所 高浜発電所
申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定時期	<u>2022年12月 1日</u>

（下線は変更部分）

2. 2 添付資料－1 工事の工程に関する説明書
添付資料のとおり
2. 3 添付資料－2 工事の工程における放射線管理に関する説明書
変更なし
2. 4 添付資料－3 施設管理の重要度が高い系統、施設又は機器に関する説明書
変更なし

変更理由

検査工程の見直しに伴い、「使用前確認を受けようとする使用前事業者検査に係る工事の工程、期日及び場所」の期日及び「申請に係る発電用原子炉施設の開始の予定時期」を変更する。

<添付資料>

「工事の工程に関する説明書」変更前後比較

(変更前)

2022年9月7日付け関原発第397号の申請書記載事項

工事の工程に関する説明書

年月 項目	2022年		
	9月	10月	11月
蒸気発生器伝熱管補修工事	▼ 定格熱出力運転		
	↔ 使用前事業者検査 (表1)		
	↔ 使用前事業者検査 (表5)		
		↔ 使用前事業者検査 (表6)	
		↔ 使用前事業者検査 (表7)	
	↔ 使用前事業者検査 (表9)		

(変更後)

工事の工程に関する説明書

年月 項目	2022年			
	9月	10月	11月	12月
蒸気発生器伝熱管補修工事	▼ 定格熱出力運転			
	↔ 使用前事業者検査 (表1)			
	↔ 使用前事業者検査 (表5)			
		↔ 使用前事業者検査 (表6)		
		↔ 使用前事業者検査 (表7)		
		↔ 使用前事業者検査 (表9)		